

付議案第12号

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和4年3月15日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市立福岡きぼう中学校の設置に伴い、福岡市立中学校設置条例を改正したこと等から、福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立学校給食センター条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1項の規則」を「第1条の教育委員会規則」に改め、同条の表中「福岡市立照葉中学校」を「福岡市立福岡きぼう中学校」に改める。

第3条第2項中「命ずる」を「命じる」に改める。

第5条第2項中「1年」を「2年」に改める。

第7条中「召集する」を「招集する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「第1条第1項の規則」を「第1条の教育委員会規則」に改める部分に限る。)、第3条第2項の改正規定及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市立学校給食センター条例施行規則第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福岡市立学校給食センター条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第2号）

現行	改正後（案）	備考																																								
<p>第1条（略） （学校給食の調理等を行わない中学校等）</p> <p>第2条 条例第1条第1項の規則で定める中学校及び特別支援学校は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="676 1279 1158 1975"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中学校</td><td>福岡市立舞鶴中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立能古中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立住吉中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立玄界中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立小呂中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立照葉中学校</td></tr> <tr><td>特別支援学校</td><td>福岡市立南福岡特別支援学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立今津特別支援学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立特別支援学校「博多高等学園」</td></tr> </tbody> </table> <p>（職員）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 所長、副所長及び支所長並びにセンター長は、職員</p>	区分	名称	中学校	福岡市立舞鶴中学校		福岡市立能古中学校		福岡市立住吉中学校		福岡市立玄界中学校		福岡市立小呂中学校		福岡市立照葉中学校	特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校		福岡市立今津特別支援学校		福岡市立特別支援学校「博多高等学園」	<p>第1条（略） （学校給食の調理等を行わない中学校等）</p> <p>第2条 条例第1条の教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="676 510 1158 1207"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中学校</td><td>福岡市立舞鶴中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立能古中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立住吉中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立玄界中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立小呂中学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立福岡きぼう中学校</td></tr> <tr><td>特別支援学校</td><td>福岡市立南福岡特別支援学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立今津特別支援学校</td></tr> <tr><td></td><td>福岡市立特別支援学校「博多高等学園」</td></tr> </tbody> </table> <p>（職員）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 所長、副所長及び支所長並びにセンター長は、職員</p>	区分	名称	中学校	福岡市立舞鶴中学校		福岡市立能古中学校		福岡市立住吉中学校		福岡市立玄界中学校		福岡市立小呂中学校		福岡市立福岡きぼう中学校	特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校		福岡市立今津特別支援学校		福岡市立特別支援学校「博多高等学園」	
区分	名称																																									
中学校	福岡市立舞鶴中学校																																									
	福岡市立能古中学校																																									
	福岡市立住吉中学校																																									
	福岡市立玄界中学校																																									
	福岡市立小呂中学校																																									
	福岡市立照葉中学校																																									
特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校																																									
	福岡市立今津特別支援学校																																									
	福岡市立特別支援学校「博多高等学園」																																									
区分	名称																																									
中学校	福岡市立舞鶴中学校																																									
	福岡市立能古中学校																																									
	福岡市立住吉中学校																																									
	福岡市立玄界中学校																																									
	福岡市立小呂中学校																																									
	福岡市立福岡きぼう中学校																																									
特別支援学校	福岡市立南福岡特別支援学校																																									
	福岡市立今津特別支援学校																																									
	福岡市立特別支援学校「博多高等学園」																																									

<p>のうちから命ずる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 運営委員会の会議は、会長が<u>召集</u>する。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>のうちから命じる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 運営委員会の会議は、会長が<u>招集</u>する。</p> <p>第8条 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

福岡市立福岡きぼう中学校の設置に伴い、福岡市立中学校設置条例を改正したこと等から、福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 給食センターから給食を配送しない中学校等の一覧より、福岡市立照葉中学校を削除し、福岡市立福岡きぼう中学校を追加するもの。
- (2) 福岡市立学校給食センター運営委員会の委員の任期を1年から、2年に改めるもの。

3 施行期日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「第1条第1項の規則」を「第1条の教育委員会規則」に改める部分に限る。)、第3条第2項の改正規定及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市立学校給食センター条例施行規則第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱される委員について適用し、同日前に委嘱された委員については、なお従前の例による。